



平成 29 年 2 月 23 日

各 位

会社名 第一精工株式会社
代表者名 代表取締役社長 小西 英樹
(コード番号 6640 東証第一部)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役管理本部長兼財務統括部長 田 籠 康 利
電 話 075-611-7155

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更 並びに役員の変動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 3 月 30 日開催予定の第 54 期定時株主総会に、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行するための「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本件に伴い同定時株主総会にご提案する取締役候補者につきましても下記のとおり内定いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、従来からコーポレート・ガバナンス体制の強化に努めてまいりましたが、今般、監督機能を更に強化するとともに業務執行の意思決定を迅速化し、企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

平成 29 年 3 月 30 日開催予定の第 54 期定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 監査等委員会設置会社への移行等に伴う定款一部変更

(1) 定款変更の目的

①監査等委員会設置会社に移行するため、会社の機関に関する規定の変更、取締役及び取締役会に関する規定の変更、監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものであります。

②取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。

③会社法改正により責任限定契約を締結できる取締役の範囲が業務執行取締役等でない取締役に変更されたことに伴い、業務を執行しない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる取締役の範囲の変更を行うものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

④上記に伴う条数の変更その他表現の統一、明確化等所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日：平成29年3月30日（予定）

定款変更の効力発生日：平成29年3月30日（予定）

3. 役員の変動（平成29年3月30日開催予定の第54期定時株主総会付議予定）

(1) 取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）

氏名	区分	新役職名	現役職名
小西 英樹	再任	同右	代表取締役社長
土山 隆治	再任	同右	常務取締役 コンポーネンツ事業グループ長兼自動車部品事業本部長
緒方 健治	再任	同右	常務取締役 技術開発本部長
原田 隆	再任	同右	常務取締役 アイペックス事業本部長
田竈 康利	再任	同右	常務取締役 管理本部長兼財務統括部長
後藤 信明	再任	同右	取締役 コンポーネンツ事業グループE&C事業本部長
遠藤 隆吉	再任	同右	取締役 コンポーネンツ事業グループ自動車部品事業本部車載コンポーネンツ事業部長
原 昭彦	再任	同右	取締役 アイペックス事業副本部長
岡田 和廣	再任	同右	社外取締役 (株式会社ワコー 代表取締役社長) (株式会社ワコーテック 代表取締役社長)

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	区分	新役職名	現役職名
橋口 純一	新任	同右	社外取締役
庭野 修次	新任	社外取締役	社外監査役 常勤監査役
中田 均	新任	社外取締役	社外監査役

監査等委員である取締役候補者の橋口純一、庭野修次、中田均の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。

(3) 退任予定役員（平成29年3月30日付）

専務取締役 福元 哲巳

社外監査役 角田 宗熙

社外監査役 前出 吉治

以上

新旧対照表

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (員数) 当社の取締役は15名以内とする。 (新設)</p> <p>第20条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略)</p> <p>第21条 (任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。 (新設) (新設)</p> <p>第22条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (員数) 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は15名以内とする。 <u>②当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>第20条 (選任方法) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>第21条 (任期) 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②補欠または増員により選任された取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、他の現任取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期の満了すべき時までとする。 <u>③監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>④補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第22条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>

新旧対照表

現行定款	変更案
<p>第 24 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 25 条 (取締役会の決議の省略) 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(新設)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>第 27 条 (報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>第 29 条 (取締役の責任免除) (条文省略) ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 30 条 (員数) 当社の監査役は 4 名以内とする。</p> <p>第 31 条 (選任方法) 監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第 32 条 (任期) 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</p>	<p>第 24 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 25 条 (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第 26 条 (重要な業務執行の決定の委任) 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>第 28 条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>第 30 条 (取締役の責任免除) (現行どおり) ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。) との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

新旧対照表

現行定款	変更案
<p>までとする。</p> <p>②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>第 33 条 (常勤の監査役)</u> 監査役は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>第 34 条 (監査役会の招集通知)</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>第 35 条 (監査役会規則)</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p><u>第 36 条 (報酬等)</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第 37 条 (監査役の責任免除)</u> 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役 (監査役であった者を含む。) の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
(新設)	第 5 章 監査等委員会
(新設)	<p><u>第 31 条 (監査等委員会の招集通知)</u> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
(新設)	<p><u>第 32 条 (監査等委員会規則)</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
第 38 条～第 41 条 (条文省略)	第 33 条～第 36 条 (現行どおり)
(新設)	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)</u> 平成 29 年 3 月 30 日開催の第 54 期定時株主総会の終</p>

新旧対照表

現行定款	変更案
	<u>結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の取締役会による免除および社外監査役（社外監査役であった者を含む。）と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 37 条第 1 項および同条第 2 項の定めるところによる。</u>

以 上